



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

告示

○平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第10号)の要領の

公表	(財政課)	2
○放置自転車等の移動・保管	(生活安全課)	3
○公示送達	(保険医療課)	4
○違反広告物の除却・保管	(都市計画課)	4
○引取りのない放置自転車等の処分	(生活安全課)	5
○大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示	(人事課)	5
○3月市議会定例会の招集	(財政課)	6
○大和高田市更生訓練費支給要綱を廃止する告示	(社会福祉課)	6
○金融機関の指定についての一部を改正する告示	(会計課)	6
○公示送達	(収納対策室)	7
○公示送達	()	7

公告

○大字出325番4に関する一般競争入札公告	(財産管理課)	7
○曾大根他地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	10
○池田他地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	13
○公売公告兼見積価額公告	(収納対策室)	15
○公売公告兼見積価額公告	()	17
○公売公告兼見積価額公告	()	19
○農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	21

教育委員会

○教育委員会2月定例委員会の招集	(教育総務課)	21
○大和高田市文化会館レストラン運営業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告	(文化振興課)	21

選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	24
○選挙管理委員会の招集	()	24
○議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	()	24

監査委員

○平成29年度定期監査の実施結果	(監査委員)	25
------------------	--------	----

農業委員会

○農業委員会3月定例委員会の招集	(農業委員会)	27
------------------	---------	----

公営事業

○事業計画の変更に係る案の縦覧	(下水道課)	27
○大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部		

を改正する告示……………(水道総務課)…… 28
 ○水道事業指定給水装置工事事業者の廃止……………()…… 28
 ○水道事業指定給水装置工事事業者の指定……………()…… 29

告 示

告示第6号の2

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成30年1月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成30年1月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第10号)

平成29年度大和高田市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,454,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 分担金及び負担金		321,798	4,100	325,898
	1. 分担金	3,000	4,100	7,100
13. 国庫支出金		4,435,372	24,500	4,459,872
	2. 国庫補助金	279,048	24,500	303,548
18. 繰越金		120,250	7,900	128,150
	1. 繰越金	120,250	7,900	128,150
20. 市債		1,634,700	15,500	1,650,200
	1. 市債	1,634,700	15,500	1,650,200
補正されなかった科目に係る額		17,889,880	0	17,889,880
歳 入 合 計		24,402,000	52,000	24,454,000

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 災害復旧費		31,304	52,000	83,304
	1. 公共土木施設災害復旧費	22,004	34,000	56,004
	2. 農林水産業施設災害復旧費	9,300	18,000	27,300
補正されなかった科目に係る額		24,370,696	0	24,370,696
歳 出 合 計		24,402,000	52,000	24,454,000

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業施設 災害復旧 事業	千円 4,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	3.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場合 にはその債権 者と協定する ものによる。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えするこ とができる。	千円 10,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	3.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場合 にはその債権 者と協定する ものによる。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えするこ とができる。
土木施設 災害復旧 事業	22,000	〃	〃	〃	32,000	〃	〃	〃

告示第7号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年2月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成30年1月9日	1		1		1					
平成30年1月10日	3	1								
平成30年1月11日	1		3							
平成30年1月15日			1							
平成30年1月16日			1							
平成30年1月19日		1								
平成30年1月23日	2		2							
平成30年1月30日		1								

平成30年1月31日	1	2							
(2) 放置禁止区域外の公共の場所									
移動年月日	場所の区分	地区			自転車	原動機付自転車			
平成30年1月12日	道路	大和高田市春日町1丁目地内			1				
平成30年1月26日	道路	大和高田市東中2丁目地内			1				
3. 保管場所									
大和高田市曾大根									
大和高田市高架下臨時自転車保管所									
4. 引取期間									
告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。									
5. 引取時間									
午前9時～正午・午後1時～午後4時									
6. 引取りのための必要事項									
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。									
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。									
ア. 移動費 2,000円									
イ. 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を超過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。									
7. 連絡先									
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表									
<hr/>									
告示第8号									
平成29年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。									
なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。									
平成30年2月6日									
大和高田市長 吉田 誠 克									
1. この納入通知書の発送年月日									
平成29年7月10日									
2. 送達を受けるべき者									
省略（市役所前の掲示場に掲示済み）									
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。									
<hr/>									
告示第9号									
市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。									
なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。									
平成30年2月9日									

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除く。）
4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	東武建設	はり札	28	市内	平成30・2・2	平成30・2・2	市役所西駐 車場
2	(不動産)	はり札	3	市内	平成30・2・2	平成30・2・2	市役所西駐 車場
3	朝日ホーム	はり札	1	市内	平成30・2・2	平成30・2・2	市役所西駐 車場
4	090-4308-4647 (不動産)	立て看板	3	市内	平成30・2・2	平成30・2・2	市役所西駐 車場
5	090-5641-1620 (不動産)	立て看板	1	市内	平成30・2・2	平成30・2・2	市役所西駐 車場
6	東武建設	のぼり	2	市内	平成30・2・2	平成30・2・2	市役所西駐 車場
7	(不動産)	のぼり	2	市内	平成30・2・2	平成30・2・2	市役所西駐 車場

告示第10号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成30年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠
移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため
大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
平成30年5月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
平成29年11月1日から平成29年11月30日までの間

告示第11号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年2月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護認定調査員

別表第1中「180,000円」を「198,000円」に、

「

ケアマネージャー	—	12,000円	1,540円
----------	---	---------	--------

」を

「

ケアマネージャー	—	12,000円	1,540円
介護認定調査員	—	12,000円	1,540円

」に

改める。

別表第2中「保育士、保育教諭」を「保育士及び保育教諭の場合は報酬等月額×0.25」に、「場合は、」を「場合は」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

告示第12号

平成30年3月2日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成30年2月23日

大和高田市長 吉 田 誠 克

告示第13号

大和高田市更生訓練費支給要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成30年2月23日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市更生訓練費支給要綱を廃止する告示

大和高田市更生訓練費支給要綱(平成22年告示第26号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

告示第14号

金融機関の指定についての一部を改正する告を次のように定める。

平成30年2月23日

大和高田市長 吉 田 誠 克

金融機関の指定についての一部を改正する告示

金融機関の指定について(平成15年告示第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市金融機関の指定について

第2項中「株式会社 三菱東京UFJ銀行」を「株式会社 三菱UFJ銀行」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

告示第15号

平成29年度国民健康保険税第1期、第2期、第3期、第4期、第5期及び第6期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年2月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年度国民健康保険税第1期 平成29年 8月28日

平成29年度国民健康保険税第2期 平成29年 9月28日

平成29年度国民健康保険税第3期 平成29年10月30日

平成29年度国民健康保険税第4期 平成29年11月29日

平成29年度国民健康保険税第5期 平成29年12月26日

平成29年度国民健康保険税第6期 平成30年 1月30日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第16号

平成29年度市県民税第4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年2月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年度市県民税第4期 平成30年 1月31日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告**公告第3号**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年2月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 入札に付する事項

所在地	地目	地積 (㎡)	用途地域	現況	最低売却価格 (円)
大字出 325 番 4	宅地	304.80	市街化調整区域 都市計画法第34条第11号指定区域	残存物有	6,336,000

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 最低売却価格は、残存物等の撤去費用相当額を差し引いた価格である。

3 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 参加資格

法人又は個人とする。

(2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分決定を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員
- カ 大和高田市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

(1) 申込みに必要な提出書類

- ア 市有財産売却入札参加申込書(以下「申込書」という。)
- イ 誓約書
- ウ 暴力団排除に関する誓約書
- エ 市税滞納情報照会同意書
- オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本
- カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書(現在事項全部証明書)

※ オ及びカについては、発行後、3ヶ月以内の原本に限る。

(2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

- ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。
- イ 受付期間 平成30年2月15日(木)から平成30年4月13日(金)まで(土日、祝日を除く。)
※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く。)
- ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市財務部財産管理課(大和高田市庁舎2階)

(3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

(4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、「申込参加受付済書」「入札書」「入札保証金提出書」「辞退届」及び「入

札用封筒」を交付する。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、平成30年5月8日（水）までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金又は銀行振出小切手で納付しなければならない。

6 入札書の提出方法

入札書は次のとおり郵送により受け付けるものとする。

(1) 期限

平成30年5月8日（火）。この日の翌日以降に到着した入札書は無効とする。

(2) 郵送先

〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留
大和高田市役所 財務部財産管理課

(3) 郵送方法

一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便によるものとする。

7 開札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月9日（水）午前10時

(2) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所別棟2階会議室

8 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、財産管理課に提出しなければならない。この場合郵送による提出は認めない。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 所定の日時まで提出（到着）しなかった入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札
- (5) 同一入札者によりなされた2以上の入札
- (6) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を加除訂正した入札
- (9) 最低売却価格に達しない価格での入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。

11 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金（入札保証金全額を充当）を納付しなければならない。

12 契約締結等

(1) 契約の締結日

落札者は、平成30年5月18日（金）（当日の正午まで）に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

(2) 契約書作成の要否

要す。

1.3 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。)を平成30年6月18日(月)までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

1.4 契約条件

(1) 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に土地を引き渡すものとする。

イ 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行う。

(2) 契約費用及び公租公課等

ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。

イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。

ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。

エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

(3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1.5 問い合わせ先

奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課

電話 0745-22-1101

公告第4号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年2月2日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	曾大根他地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市 曾大根 他 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月23日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法

	<p>の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年2月5日(月)から平成30年2月9日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年2月13日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年2月5日(月)から平成30年2月14日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年2月15日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年2月16日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年2月19日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年2月20日(火)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,620,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第5号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年2月2日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	池田他地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市 池田 他 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月23日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を

	<p>(1) の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年2月5日(月)から平成30年2月9日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年2月13日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年2月5日(月)から平成30年2月14日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年2月15日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年2月16日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年2月19日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年2月20日(火) 午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限基準比較価格	<p>¥1,260,000-(消費税等抜き)</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第6号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告		
平成30年2月6日		
大和高田市長 吉田 誠 克		
<p>下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。</p>		
1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり
2	公 売 の 方 法	入 札

3	公 売 日 時	参 加 申 込	平成30年2月15日 午後1時00分から平成30年2月27日 午後11時00分まで		
		入 札	平成30年3月6日 午後1時00分から平成30年3月13日 午後1時00分まで		
		開 札	平成30年3月13日 午後1時30分		
4	公 売 場 所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)			
5	公売保証金及び見積 価額	別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	平成30年2月15日 午後1時00分から平成30年2月27日 午後11時00分まで			
7	売 却 決 定	日 時	平成30年3月20日 午後1時00分	場 所	大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日 時	平成30年3月20日 午後2時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)		
9	買受人についての資 格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う			
10	そ の 他	<p>1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>2. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。</p> <p>3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>5. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html) でご覧いただけます。</p>			
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>					
<p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線 236)</p>					
公売公告付表					
売却区分番号	大和高田市-3-1	見積価額	750,000	円	
		公売保証金	80,000	円	
公売財産の表示	<p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市甘田町 地番 662番17 地目 宅地 地積 46.82㎡</p> <p>(一棟の建物の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市甘田町 662番地14、662番地15、662番地16、662番地17 構造 木造セメント瓦葺平屋建 床面積 141.66㎡</p> <p>(専有部分の建物の表示)</p> <p>家屋番号 甘田町 662番14の4</p>				

	種類 居宅 構造 木造セメント瓦葺平屋建 床面積 33.79㎡ 以上登記簿による表示
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線 高田市駅から南へ約0.8kmの宅地。 ・当該物件は、中井ハウジング宅地建物取引業者に無償貸出中。 ・対象物件の家屋は長屋4軒の西の端。土地は4筆に分筆されているうちのひとつ。 ・西側に敷地内道路1.4m幅の進入道路有り、家の入口は北側 ・物件について、居住用とするには修繕が必要と考えられる。 ・当該物件は、公道に接していない。
利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 第一種居住地域 ・建ぺい率（指定） 60% ・容積率（指定） 200%
その他公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売物件内の動産類の撤去、カギの受け渡し等は、所有者と協議してください。

公告第7号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告			
平成30年2月6日			
大和高田市長 吉田 誠 克			
下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。			
1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり	
2	公 売 の 方 法	入 札	
3	公 売 日 時	参 加 申 込 日	平成30年2月15日 午後1時00分から平成30年2月27日 午後11時00分まで
		入 札	平成30年3月6日 午後1時00分から平成30年3月13日 午後1時00分まで
		開 札	平成30年3月13日 午後1時30分
4	公 売 場 所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)	
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり	
6	公売保証金納付期限	平成30年2月15日 午後1時00分から平成30年2月27日 午後11時00分まで	
7	売 却 決 定	日 時	平成30年3月20日 午後1時00分
		場 所	大和高田市収納対策室

8	買受代金納付期限	日時	平成30年3月20日 午後2時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う	
10	その他	<p>1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>2. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。</p> <p>3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>5. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html) でご覧いただけます。</p>	
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>			
<p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線 236)</p>			

公売公告付表

売却区分番号	大和高田市-3-2	見積価額	2,237,000	円
		公売保証金	230,000	円
公売財産の表示	(一棟の建物の表示)			
	所在	奈良県大和高田市大字市場 181番地1		
	建物の名称	大和高田リバティ2番館		
	構造	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺5階建		
	床面積	1階	146.62	m ²
		2階	379.82	m ²
		3階	379.82	m ²
		4階	379.82	m ²
		5階	379.82	m ²
	(敷地権の目的である土地の表示)			
	土地の符号	1		
	所在および地番	奈良県大和高田市大字市場181番1		
	地目	宅地		
	地積	865.68	m ²	
	(専有部分の建物の表示)			
家屋番号	市場	181番1の205		
建物の名称	205			
種類	居宅			
構造	鉄筋コンクリート造1階建			
床面積	2階部分	57.65	m ²	
(敷地権の表示)				
土地の符号	1			
敷地権の種類	所有権			
敷地権の割合	922230分の34590			

	以上 登記簿による表示
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産管理人によると管理組合費などに平成24年11月頃より未納があり、平成29年9月までの未払マンション管理料等として1,300,680円あり ・洋室2室、和室1室、風呂トイレ別の3LDK ・近鉄南大阪線 尺土駅より北へ約1.2km(徒歩約13分) ・5階建マンションの2階部分 ・エレベーター設置あり ・所有者が当部屋内で死亡した、いわゆる事故物件ではありません。 ・内部に前所有者の残存物が多数あり。
利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・水道：上水道は市営、下水については浄化槽設置 ・電気ガスは整備済み ・接道状況：北側にて幅員4.5mの市道(陵160号線)と接道 ・都市計画区域 市街化区域 ・建ぺい率 60% ・容積率(指定) 200%
その他公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・未納管理費については買受人の負担となります。 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売物件内の動産類の撤去、カギの受け渡し等は、所有者と協議してください。

公告第8号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告			
平成30年2月6日			
大和高田市長 吉田 誠 克			
下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。			
1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり	
2	公 売 の 方 法	入 札	
3	公 売 日 時	参 加 申 込	平成30年2月15日 午後1時00分から平成30年2月27日 午後11時00分まで
		入 札	平成30年3月6日 午後1時00分から平成30年3月13日 午後1時00分まで
		開 札	平成30年3月13日 午後1時30分
4	公 売 場 所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)	
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり	
6	公売保証金納付期限	平成30年2月15日 午後1時00分から平成30年2月27日 午後11時00分まで	
7	売 却 決 定	日時	平成30年3月20日 午後1時00分
		場所	大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成30年3月20日 午後2時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く)
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う	

10 その他	<p>1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>2. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。</p> <p>3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>5. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。</p> <p>もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html) でご覧いただけます。</p>
-----------	--

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。

なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線 236)

公売公告付表

売却区分番号	大和高田市-3-3	見積価額	1,998,000	円
		公売保証金	200,000	円

公売財産の表示	<p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 地番 1 4 2 番 5 地目 地目 宅地 地積 5 8 . 0 7 m²</p> <p>(主である建物の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 1 4 2 番地 5 家屋番号 1 4 2 番 5 種類 居宅 構造 木造瓦葺 2 階建 床面積 1 階 3 4 . 7 6 m² 2 階 3 1 . 2 7 m²</p> <p>以上登記簿による表示</p>
---------	---

公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線 浮孔駅から西へ約 0.6km、近鉄南大阪線 高田市駅より南東へ約 1.7km(徒歩約 20 分) ・家屋内部の調査はしていないため、存置物があるかは不明。 ・今回の公売は、それぞれの共有土地所有権（持分 2 分の 1 ずつ）と建物を一緒に出品する形になります。
---------	--

利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種居住区域 ・建ぺい率（指定） 6 0 % ・容積率（指定） 2 0 0 % ・高度地区 1 5 m
------------	---

その他公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売物件内の動産類の撤去、カギの受け渡し等は、所有者と協議してください。
----------	---

公告第9号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年2月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

教育委員会

教育委員会告示第2号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成30年2月2日

大和高田市教育委員会

教育長 早川 博

日時 平成30年2月8日(木) 午前2時00分～

場所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 第66回市民歩こう会 実施要項(案)について

第2号 後援願について

第3号 その他

教育委員会公告第1号

大和高田市文化会館レストラン運営の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成30年2月14日

大和高田市教育委員会

教育長 早川 博

1 件名

大和高田市文化会館レストラン運営

2 大和高田市文化会館施設概要

(1) 施設名 大和高田市文化会館

(2) 所在地 奈良県大和高田市本郷町6番36号

(3) 面積 施設全体面積 10,502㎡

利用可能面積 107㎡(厨房・レストラン客席等)

(4) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで

(5) 休館日 月曜日及び毎月第4火曜日(その日が休日に当たるときは、翌日以後において、その日に最も近い休日でない日)、12月28日から1月4日まで

(6) 会館内施設

・大ホール、小ホール、リハーサル室、展示ホール、レセプションホール、会議室、和室、地下駐車場(地下駐車場は、貸館利用者に割り振られたものであり、来館者・来客用の駐車場は施設内にはない。)

3 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

4 応募資格

平成30年1月1日現在において、次の条件を全て満たす者とします。

(1) 奈良県内に住所を有する法人、団体又は個人であること。

- (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく「営業許可(飲食店)」を受けていること。
- (5) 奈良県内において飲食店の経営を5年以上の実績を有していること。
- (6) 過去3年間において、食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (9) 経営状況が健全で、レストランを安定的に継続することができること。
- (10) 事故(食中毒等を含む。)の場合は事業者の責任において速やかに対応でき、かつ相応の保証能力を有すること。

5 事業者の選考方法

「公募型プロポーザル方式」による選考とし、応募事業者から企画・提案を受け、その内容を選定委員会において審査した上、当該業務に最も適した事業者を候補者として選定します。

6 レストラン施設の使用料等

- (1) 使用料: レストラン施設の使用料として、月額税込50,000円以上で提示して下さい。
- (2) 光熱水費: 電気、ガス、上下水道料金を事業者負担とします。(なお、電気料金は文化会館施設全体の電気料金を面積按分により算出します。レストラン面積107㎡/文化会館全体面積10,502㎡)
- (3) 駐車場料: 従業員の駐車場が必要な場合は、1台につき月額税込3,000円。
なお、レストラン来店者専用駐車場はありません。
- (4) その他: 「仕様書 8経費の負担」を参照してください。

7 応募手続

(1) 参加表明書及び実施説明会

応募を希望する事業者は、「参加表明書」(様式1)を下記により提出の上、実施説明会に参加してください。

また、参加表明書提出後に、企画提案を辞退する場合は、その旨を書面(任意様式)で提出場所へ報告してください。

【参加表明書提出】

- ① 提出期限: 平成30年2月20日(火) 17時必着
- ② 提出場所: 大和高田市教育委員会事務局 文化振興課(さざんかホール内)
- ③ 提出方法: 上記の提出場所へ月曜日を除く9時から17時までに持参してください。
なお、郵送、電話、FAX等の持参によらない申込は、受け付けません。

【実施説明会】

- ① 開催日時: 平成30年2月21日(水) 開始時間は後日連絡します。
- ② 開催場所: 大和高田市文化会館 1階総合事務室
大和高田市本郷町6番36号
- ③ 説明内容: 施設の概要、運営業務の内容等
- ④ 参加人員: 参加人数は1事業者につき2名までとし、事業者の責任者又は本業務に直接従事する方とします。

(2) 質問及び回答

応募に関する質問は、「質問書(様式2)」を下記により提出してください。

【質問書の提出】

- ① 提出期間：平成30年2月14日(水)から平成30年2月16日(金)17時まで
- ② 提出場所：大和高田市教育委員会事務局 文化振興課(さざんかホール内)
- ③ 提出方法：持参又はFAXで提出してください。電話や来訪等の口頭による質問は受け付けません。

【質問書の回答】

平成30年2月21日(火)17時までに、全ての質問に対する回答を参加表明者全員にFAXにて発送します。なお、質問の回答は本要項の追加又は修正とみなします。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書、企画提案添付資料及び必要書類を併せて、下記により提出してください。

- ① 提出期間：平成30年2月17日(土)から平成30年2月23日(金)までに必着
- ② 提出場所：大和高田市教育委員会事務局 文化振興課(さざんかホール内)
- ③ 提出書類：ア. 企画提案書(様式3、4及び5) 7部
イ. 企画提案添付資料 7部
ウ. 必要書類 1部
- ④ 提出方法：上記の提出場所へ月曜日を除く9時から17時までに持参してください。

(4) 提案説明会及び審査会

提出された企画提案書の提案説明会(プレゼンテーション)及び審査会を下記により行います。

- ① 日 程：平成30年2月28日(水) 13時30分～
- ② 場 所：大和高田市文化会館 4階会議室
- ③ 内 容：企画提案書の提案説明(10分程度)、質疑(10分程度)
- ④ 説明者：提案の説明者は、1事業者につき2名までとし、事業者の責任者又は本業務に直接従事する方とします。

※各事業者のプレゼンテーションの順番及び時間は、後日書面で通知します。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本市が設置する選定委員会において、企画提案書の内容を点数化し、最も得点の高い事業者をレストラン運営業務候補者として選定します。選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じません。なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合があります。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知しますので、説明できる者が選定委員会に出席してください。

(2) 審査基準

企画提案に対する審査事項は次のとおりです。

- ① 運営体制
- ② 経営力
- ③ 業務実績
- ④ サービス構成
- ⑤ 管理体制

(3) 審査結果通知

審査結果は、平成30年3月1日(木)までに応募者に通知します。なお、審査内容についてのお問い合わせには一切応じません。

9 その他留意事項

- (1) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (4) 提出された書類は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類は返却しません。

10 問合せ先

〒635-0082

奈良県大和高田市本郷町6番36号(大和高田市文化会館内)

大和高田市教育委員会事務局 文化振興課

電話 0745-53-8200 FAX 0745-53-8201

*お問合せ時間帯は、休館日を除く。9時から16時まで。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第2号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年2月6日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成30年2月13日(火) 午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第3号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年2月22日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成30年3月1日(木) 午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 西会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第4号

平成30年3月1日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月1日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

3分の1の数 19,019人
 6分の1の数 9,510人
 50分の1の数 1,142人

監査委員

大和高田市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年2月23日

大和高田市監査委員 田中 俊男

同 砂原 弘治

1. 監査の対象

企 画 政 策 部	企画広報課・秘書課・法務情報課・人事課
財 務 部	財政課・財産管理課・税務課・収納対策室・庁舎建設準備室
市 民 部	市民課・産業振興課・自治振興課・市民協働推進課・生活安全課 人権施策課 隣保館【曙・市場・土庫・東雲】 青少年会館【曙・市場・塙・東雲】
福 祉 部	社会福祉課・保護課・児童福祉課 保 育 課 こども園【土庫】 保 育 所【天満・みどり・磐園】
保 健 部	健康増進課・介護保険課・地域包括支援課 保険医療課【天満診療所】
環 境 建 設 部	土木管理課・営繕住宅課・都市計画課・環境衛生課 契約監理室 クリーンセンター【企画整備課・美化推進課】
上 下 水 道 部 会 計 課	水道総務課・水道工務課・下水道課
教 育 委 員 会 事 務 局	教育総務課 幼稚園【浮孔・磐園・陵西】 小学校【土庫・浮孔・磐園・陵西】 中学校【高田西】 学校教育課 幼稚園【浮孔・磐園・陵西】 小学校【土庫・浮孔・磐園・陵西】 中学校【高田西】 生涯学習課【中央公民館・図書館】 体育振興課・青少年課・文化振興課 商業高校事務管理課
議 会 事 務 局	庶務課

選挙管理委員会事務局
 農業委員会事務局
 監査委員事務局
 市立病院 総務課・管理課・医事課・看護専門学校
 訪問看護ステーション・栄養管理科

2. 監査の期間

前期 平成29年10月17日から平成29年12月21日まで
 後期 平成30年1月18日から平成30年1月19日まで

3. 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的・効率的におこなわれているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査をおこなった。また、内容聴取については、各所属長から監査時点(9月・12月末日現在)までの所管事務事業の進捗状況等についての説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

4. 提出書類

定期監査実施にともなう資料と諸帳簿については、監査の前期対象課は平成29年9月末日、後期対象課は12月末日までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

(1) 資料

- ① 事務分担表
- ② 歳入歳出予算執行状況調(部門別)
- ③ 業務等執行状況表
- ④ 施工工事一覧表
- ⑤ 物品購入・請負(工事を除く)・賃貸借契約状況表
- ⑥ 業務委託料の契約状況表
- ⑦ 負担金補助及び交付金明細表
- ⑧ その他

(2) 諸帳簿

- ① 文書件名簿
- ② 旅行命令簿兼旅費請求書
- ③ 契約書
- ④ 補助金・委託料
- ⑤ 調定伺簿
- ⑥ 交際費出納簿
- ⑦ 文書管理表
- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 公用車運行日誌
- ⑪ 収入整理簿
- ⑫ その他

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事務事業の執行状況等は、おおむね適正に処理されていると認められた。しかしながら、事務執行においては、注意または検討を要するものが一部見受けられた。

本市財政運営を取り巻く環境は、新庁舎建設に係る経費やクリーンセンターの統合に伴う経費など多額経費の発生、高齢化の進展や少子化対策による社会保障関係経費の増加及び公共施設の老朽化対策等の課題を考へても、予断を許さない状況にあると思われる。市民の理解を得ながら強固な財政基盤の確立を目指し全庁一丸となって、なお一層努力されんことを期待する。

また、公金の適正な取扱いと管理においては、会計規則等の遵守はもちろん、安全な保管管理に常に留意し、適切な事務処理をされたい。

個人情報の管理においては、データ管理には万全を期し、マイナンバーの活用等に伴い多岐にわたっている行政文書の管理のあり方も考慮し、個人情報漏洩の防止により一層取り組まれたい。

なお、監査の都度、関係者に所見は述べたが、各部局等に対する指摘事項及び所見は次のとおりである。

以下省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

農業委員会

農業委員会告示第2号

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年2月26日

大和高田市農業委員会

会長 今村 平治郎

日 時 平成30年3月2日（金）午後3時

場 所 市役所 3階 西会議室

議 案

第1号 農地法第5条規定による申請の件

第2号 農地法第18条第6項について通知の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

第4号 農地振興地域の整備に関する法律第13条による計画変更の協議について

第5号 農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段面積）の設定について

第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

第7号 その他

公営企業

上下水道事業告示第4号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により事業計画の変更をしたいので、同法施行令（昭和34年政令147号）第3条の規定により、次のとおり告示し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに大和高田市長に意見書を提出することができる。

平成30年1月29日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 事業計画の名称

大和高田市流域関連公共下水道事業

2 予定処理区域

昭和54年3月奈良県告示796号、昭和59年3月奈良県告示第882号、昭和63年8月奈良県告示第288号、平成2年4月奈良県告示第22号、平成3年1月奈良県告示第500号、

平成6年6月奈良県告示第157号、平成10年4月奈良県告示第37号、平成16年12月奈良県告示第451号、平成19年6月奈良県告示121号、平成23年4月奈良県告示9号、平成25年3月奈良県告示372号及び平成28年3月奈良県告示497号のうち大字野口、大字市場及び大字大谷の各一部を変更する。

3 工事の予定年月日

昭和54年3月23日から平成37年3月31日まで

4 縦覧場所

〒635-0016

大和高田市大東町5番22号

大和高田市上下水道部下水道課

5 縦覧期間

平成30年1月29日から平成30年2月13日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

7 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所・氏名を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市上下水道部下水道課へ平成30年2月13日までに必着するよう提出すること。

上下水道事業告示第5号

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年2月8日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について(平成29年上下水道事業告示第8号)の一部を次のように改正する。

第2項中「株式会社 三菱東京UFJ銀行」を「株式会社 三菱UFJ銀行」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

上下水道事業告示第6号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

平成30年3月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名

代表者名

所在地

すいどう屋 坂本設備

坂本 浩二

奈良県香芝市上中450-6

上下水道事業告示第7号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成30年3月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名

代表者名

所在地

馬木工業 株式会社

馬木 秀

大阪市阿倍野区昭和町1丁目3番9号